

株式会社伊藤園と大阪市住之江区との
パートナーシップ協定書

(目的)

第1条 この協定は、株式会社伊藤園及び大阪市住之江区（以下「両者」という。）が包括的な連携のもと、相互に協力し、大阪の成長戦略に資する活力ある地域社会の形成と発展を目的とする。

(連携協力事項)

第2条 両者は、前条の目的を実現するために、次に掲げる連携協力を進めるものとする。

- (1) まちづくりに関すること
- (2) 魅力発信に関すること
- (3) 教育に関すること
- (4) 医療と健康に関すること
- (5) 安全安心なまちづくりに関すること
- (6) その他、両者の施策事業との連携など、前条の目的を達成するために必要な事項

(禁止事項)

第3条 株式会社伊藤園が取組を行うにあたっては、次の各号に該当してはならない。

- (1) 法令又は公序良俗に反すること、又は反するおそれがあること
- (2) 政治活動又は宗教活動を伴うもの

(連携期間)

第4条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、本協定の満了日の3ヶ月前までに、住之江区及び株式会社伊藤園のいずれからも改廃の申し入れがない場合は、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(守秘義務)

第5条 両者は、連携事項の検討・実施により知り得た秘密を漏らしてはならない。なお、報道機関等の第三者へ連携協力事項に関する公表を行う際は、予め両者でその対応を協議する。

(協定の解除)

第6条 本協定の実施にかかり、両者が次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合、第4条の規定にかかわらず、協定を解除することができる。

- (1) 政治的行為を行ったと認められる場合
- (2) 法令又は公序良俗に反する活動を行った場合
- (3) 暴力団員又は大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者に該当する場合
- (4) その他住之江区長が認める場合

(協議)

第7条 本協定に定めるもののほか、住之江区パートナーシップ協定要綱を遵守し、連携・協力の具体的事項及びその他必要な事項については、両者が協議して別に定める。

本協定の締結を証するため、協定書2通作成し、署名のうえ、各々1通を保有する。

令和6年12月6日

株式会社伊藤園
常務執行役員 関西地域営業本部長

大阪市
住之江区長

吉田 秀樹

藤井 秀明